

役員（理事・監事）の報酬等に関する規程

社会福祉法人 敬 愛

【目 的】

第1条 この規程は、社会福祉法人敬愛の定款第22条第1項に基づき役員の報酬等について定めるものである。

【定 義】

第2条 役員とは、社会福祉法人敬愛の定款第17条第1項に基づき決議された理事及び監事をいう。

【役員の報酬等】

第3条 役員に対して、各年度の総額が140,000円を超えない範囲で、報酬等を支払うことができる。役員報酬の総額の内訳は、理事の総額：80,000円、監事の総額60,000円である。

- 2 役員が理事会に出席した時は、別表1により報酬を支払う。
- 3 交通費は社会福祉法人敬愛の「非常勤職員就業規則」第6章第18条・通勤手当を適用する。
- 4 報酬等の支払いは、職務終了後すみやかに現金手渡しにて支払う。

【運營業務の報酬等】

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 交通費は社会福祉法人敬愛の「非常勤職員就業規則」第6章第18条・通勤手当を適用する。

【監事の報酬等】

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を監査・指導等の用務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 交通費は社会福祉法人敬愛の「非常勤職員就業規則」第6章第18条・通勤手当を適用する。

【出張旅費】

第6条 役員が、法人業務のために出張する場合は、社会福祉法人敬愛の「出張旅費規程」を適用する。

【適用除外】

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

【改 正】

第8条 本規程を改正する必要がある場合は、理事会の承認を経たものを議案とし、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

名 称	報酬（所得税は別途支給）
理事長の理事会出席	5,000 円
理事の理事会出席	5,000 円
監事の理事会出席	5,000 円

但し、理事会と出張及び他の業務が重なった場合は、1日1回の取り扱いとする。

別表 2

名 称	報酬（所得税は別途支給）
理事長の業務等	5,000 円
理事の業務等	5,000 円
監事の監査指導等	5,000 円

但し、業務と理事会及び出張が重なった場合は、1日1回の取り扱いとする。